平成２８年（フ）第８号
岐阜県美濃加茂市下米田町則光246番地２　フォーブル若葉201、前住所埼玉県北本市二ツ家１丁目222番地
債務者　原　由紀子
１　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２６１号
金沢市梅田町チ58番地
債務者　梨野喜代美
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1751番地２　スカイハイツＢ102、前住所岐阜県美濃加茂市西町６丁目293番地　シューフルール７　105
債務者　糸井　延久
１　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県朝来市和田山町東谷204番地
債務者　福井　良子
１　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
愛媛県松山市持田町４丁目１番15号　メゾンエスト106号
債務者　北下　教由
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８４号
長崎県長崎市城栄町38番22―201号
債務者　太田　英夫
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県霧島市福山町福沢312番地１
債務者　森山　一哉
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目25番38号　イクラハイツＡ６
債務者　林　ケイ子（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
（住民票上の前住所）福井県勝山市荒土町新保第４号109番地　ドウトウⅠ　201号室
債務者　宮崎　祐美
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
福井県鯖江市米岡町第５号６番地　増永恵子方
債務者　大塚貞美子
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
福井市本堂町第89号６番地309
債務者　黒田香奈枝（旧姓長原）
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
山口県下関市彦島西山町４丁目７番21号
債務者　越口　美紀
１　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4510番地３
債務者　山元　　工
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目18番44号　サーヤハイツ106号
債務者　東　麻理子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６５７号
熊本市東区長嶺西２丁目11番12―201号　コーポ皆幸Ｃ
債務者　伊藤　宇美
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
富山市大泉東町２丁目18番22―401号　東邦ビル
債務者　若杉　泰子
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
富山市水橋中村802番地５　カーサ・エクセレント104号、前住所富山市藤木3299番地
債務者　平田　健治
１　決定年月日時　平成28年２月８日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　富山地方裁判所民事部